

(証券コード 7707)

2025年9月10日

(電子提供措置の開始日2025年9月4日)

株 主 各 位

千葉県松戸市上本郷88番地
プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
代表取締役社長 杉 山 悠

第40回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第40回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトにて「2025年6月期 第40回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.pss.co.jp/ir/>

また、電子提供措置事項は、上記の当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

本総会の会場の座席は適切な間隔を空けた配置とすることから、ご用意できる座席数が限られております。そのため、満席となりました場合は、当日ご来場いただきましてもご入場をお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権行使についてのご案内（3～4頁）に記載の方法により、2025年9月25日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してください。

敬 具

記

1. 日 時 2025年9月26日（金曜日）午後1時
（開場：正午）
2. 場 所 東京都台東区上野公園4番58号
上野精養軒 3階 桜の間
3. 目的事項
＜報告事項＞ 1 第40期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2 第40期（2024年7月1日から2025年6月30日まで）計算書類報告の件
＜決議事項＞
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

4. 招集にあたっての決定事項

●本総会において、お土産の配布、飲料の提供はいたしません。

- (1) 各議案につき賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出ください。なお、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名とさせていただきます。

以上

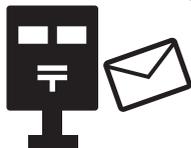
~~~~~

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- ◎株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
  - ①連結計算書類の連結注記表及び連結株主資本等変動計算書
  - ②計算書類の個別注記表及び株主資本等変動計算書

以上

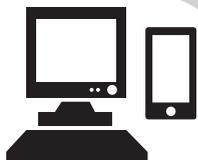
# 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様にも認められる株主全体の意思決定に関する重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご参照の上、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。



**書面（議決権行使書用紙）による議決権の行使**  
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただきご送付ください。

**行使期限** 2025年9月25日（木曜日）  
午後5時までに到着



**電磁的方法（インターネット）による議決権の行使**  
次頁「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認いただき議決権をご行使ください。ご不明な点がございましたら、次頁「4. お問い合わせ先」に記載のみずほ信託銀行 証券代行部へお問い合わせください。

**行使期限** 2025年9月25日（木曜日）  
午後5時まで



**株主総会への出席による議決権の行使**

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2025年9月26日（金曜日）  
午後1時開会

- 代理人により議決権を行使される場合には、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 書面による議決権の行使において、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効なものいたします。また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後の行使を有効なものいたします。



# インターネットによる議決権行使のご案内

**議決権行使期限** 2025年9月25日(木曜日)午後5時まで

## 1. 「スマート行使」による方法

- 1 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力は不要です)。
- 2 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

## 2. ID・パスワード入力による方法

- 1 「議決権行使ウェブサイト」(下記 URL)にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 2 パスワード(株主様に変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- 3 パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはございません。
- 4 パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがって手続きください。

## 3. ご注意

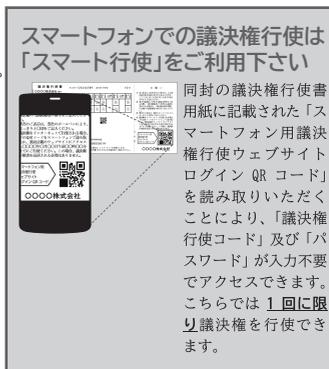
- 1 行使期限は2025年9月25日(木曜日)午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- 2 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが上記2.に記載の方法で修正いただきますようお願い申し上げます。
- 3 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- 4 インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- 5 インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

## 4. お問い合わせ先

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

 **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)



(注)「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

# 事業報告

( 2024年7月1日から  
2025年6月30日まで )

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、資源価格や為替の変動などにより不透明な状況が続いたものの、ライフサイエンス・ヘルスケア分野では安定した需要が見られました。一方で、原材料や物流、人件費の上昇圧力は依然として継続し、厳しいコスト環境が続いております。このような経営環境の中、当社グループは2024年9月30日公表の中期経営計画に基づき、収益構造強化とコスト抑制に取り組みました。

当連結会計年度は、売上高は4,692百万円(前年同期比17.9%増)、売上総利益は1,381百万円(前年同期比45.3%増)となりました。臨床診断装置が堅調に推移し、装置の売上増加に伴い、核酸抽出試薬及び関連消耗品、メンテナンス関連製品の売上が伸長しました。

費用面では、海外連結子会社及び合弁会社の解散を含む抜本的な事業再編と各費用抑制施策により、販売費及び一般管理費は1,502百万円(前年同期比21.2%減)となりました。

結果、営業損失は121百万円(前年同期956百万円)、経常損失は139百万円(前年同期1,010百万円)となりました。

なお、連結子会社のソフトウェア不正使用に伴う対応費用として、54百万円の特別損失を計上し、親会社株主に帰属する当期純損失は253百万円(前年同期1,121百万円)となりました。

また、事業再編の一環として、連結子会社エヌピーエス株式会社(以下、NPS)は、嘉兴凯实生物科技股份有限公司(Quaero Life Science Co.,Ltd、以下、Quaero社)との合弁契約を締結しました。同契約により、2025年9月30日に増資払い込みを受けることでNPSは連結子会社から除外され、持分法適用関連会社となり、今後、合弁化によるコスト負担の軽減とQuaero社向け装置の受託製造を通じた黒字化及び投資利益の回収を見込んでおります。

さらに、新規事業面では糖鎖解析に注目し、がんや自己免疫疾患の新たな検査マーカー及び解析システムの開発に取り組んでおります。2025年7月1日には、糖鎖プロファイリングシステム「LuBEA-VIII」の販売を開始し、同システムは当社

の強みである自動化技術と特許技術を活用したもので、IgA腎症など腎疾患向け糖鎖バイオマーカーの事業化を進めてまいります。

売上構成は、次のとおりであります。  
(構成別売上高)

|              | 2024年6月期<br>(前連結会計年度) |       | 2025年6月期<br>(当連結会計年度) |       | 対前期<br>増減率 |
|--------------|-----------------------|-------|-----------------------|-------|------------|
|              | 金額                    | 構成比   | 金額                    | 構成比   |            |
|              | 百万円                   | %     | 百万円                   | %     | %          |
| ラボ(研究室)自動化装置 | 344                   | 8.7   | 366                   | 7.8   | 6.4        |
| 臨床診断装置       | 1,525                 | 38.3  | 1,877                 | 40.0  | 23.1       |
| 試薬・消耗品       | 1,430                 | 35.9  | 1,545                 | 32.9  | 8.1        |
| メンテナンス関連     | 468                   | 11.8  | 716                   | 15.3  | 52.7       |
| 受託製造・受託検査    | 210                   | 5.3   | 185                   | 4.0   | △11.7      |
| 合計           | 3,979                 | 100.0 | 4,692                 | 100.0 | 17.9       |

(注) 従来、装置については1区分としておりましたが、当連結会計年度より「ラボ(研究室)自動化装置」「臨床診断装置」の2区分に変更しております。

### ① ラボ(研究室)自動化装置

当区分は、核酸抽出や各種検査の前処理装置を中心としたラボ向けの自動化装置の販売に関する区分であります。

当連結会計年度は、売上高は366百万円(前年同期比6.4%増)となりました。

### ② 臨床診断装置

当区分は、遺伝子や免疫等を利用した臨床診断分野向けの装置の販売に関する区分であります。

主にELITechGroup向けの装置販売が増加したことで、当連結会計年度は、売上高は1,877百万円(前年同期比23.1%増)となりました。

### ③ 試薬・消耗品

当区分は、当社装置の使用に伴い消費される核酸抽出及びPCR検査等に用いる試薬等、並びに反応容器などの専用プラスチック消耗品の販売に関する区分であります。

ELITechGroup向けの受注増加を中心に、核酸抽出試薬及び関連する消耗品の販売

は堅調に推移しており、当連結会計年度は、売上高は1,545百万円(前年同期比8.1%増)となりました。

#### ④ メンテナンス関連

当区分は、装置メンテナンスやスペアパーツ(交換部品)販売などの区分であります。主要なOEM先は、OEM先が自社でメンテナンス対応しておりますが、スペアパーツは当社から購入する契約となっております。

ELITechGroup向けの臨床診断装置販売の増加に伴い、メンテナンス関連製品の販売も増加したことにより当連結会計年度は、売上高は716百万円(前年同期比52.7%増)となりました。

#### ⑤ 受託製造・受託検査

当区分は、子会社の製造工場であるエヌピーエス(株)が実施している、当社以外の外部からの受託製造事業の区分及び当社受託検査の区分であります。

堅調であったモーター制御基板等の装置用モジュールの需要減少により当連結会計年度は、売上高は185百万円(前年同期比11.7%減)となりました。

## 2. 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、総額53百万円の設備投資を実施いたしました。その主な内容は、建物、工具器具、ソフトウェア等によるものであります。

## 3. 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては短期借入金300百万円、長期借入金502百万円を返済しております。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はありません。

## 8. 対処すべき課題

当社の経常損益は、残念ながら、第36期の770百万円をピークに下落し、当連結会計年度においては△139百万円となり、第40期においても無配当とさせていただきますこととなりました。株主の皆様に対して、率直にお詫び申し上げます。

当社グループは、事業の運営体制の全体を徹底的に分析して見直し、2027年6月期を目途に次に掲げる4つの課題を解決し、財務基盤の安定化と持続的な企業価値向上に努めてまいります。

- ① 売上増加：独自の自動化プラットフォーム及び関連試薬・消耗品の売上を、2024年6月期を基準にCAGRで当該期間8%以上の成長
- ② 粗利率改善：大館試薬センター稼働率向上とコスト低減を継続し、売上総利益率35%以上
- ③ 生産性向上：社員一人当たりの付加価値を高め、営業利益率5%以上
- ④ 企業価値向上：黒字化による利益剰余金積立と復配の実行

特に、第41期においては、業績の改善を継続し、ガバナンスの強化及び内部統制の再構築や財務基盤の再構築と成長に向けた、以下の施策を推進します。

- ① ガバナンスの強化及び内部統制の再構築
  - ・ 中期事業計画を下回る業績に関する経営責任明確化
  - ・ 黒字化、復配を条件とした取締役株式報酬制度導入提案
  - ・ 専門知識を有する社外取締役の招聘による監視体制の強化
  - ・ 内部統制の外部専門家へのコンサルティング委託
  - ・ グループ全体のコンプライアンス教育の実施
  - ・ 管理部門の組織再編及び人材強化
- ② 財務基盤の再構築と成長に向けた施策
  - ・ その他資本剰余金による繰越欠損金の填補
  - ・ 金融機関とのリレーション強化

これらの施策を着実に実行していくことで、早期に黒字化を定着させ、株主の皆様へ還元できるようになると確信しています。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 9. 継続企業の前提に関する重要事象等

当連結会計年度は中期経営計画に定めた事業再生フェーズ中であり、利益確保の基盤は整いつつあるものの、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しております。これにより、継続企業の前提に重要な疑義を生

じさせる事象又は状況が存在しております。

このような事象又は状況を解消すべく、当社グループは、事業の抜本的改善策について拠点の移転統廃合等でグループ収益力向上を図り、事業の収益改善策については、従来より強固な協力関係にあり、当社グループの売上の約50%強を構成するELITechGroupとの5年間のOEM製品供給契約の締結により、装置、試薬、消耗品、メンテナンス関連製品の収益改善の具体化につながり、大館試薬センター第二工場の稼働率の大幅な向上が図られ、製品供給能力の向上と製造原価率の低減から利益率が改善され、利益確保の基盤が整いつつあります。

資金面では、財務制限条項の付された借入金は弁済済となっており、また、メインバンクを中心に既存取引行と緊密な関係を維持しており、今後も継続的な支援が得られるものと考えております。当社メインバンクとは2025年5月に返済期限をむかえた短期借入金について借換えを行いました。これにより、当面の間の運転資金及び投資資金において、資金繰りに重大な懸念はないと判断しております。

従いまして、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象及び状況は存在するものの、重要な不確実性は認められないものと判断しております。

## 10. 財産及び損益の状況

| 区 分                                             | 第37期<br>(2022年6月期) | 第38期<br>(2023年6月期) | 第39期<br>(2024年6月期) | 第40期<br>(2025年6月期)<br>(当連結会計年度) |
|-------------------------------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|---------------------------------|
| 売上高(千円)                                         | 7,434,287          | 5,278,321          | 3,979,954          | 4,692,629                       |
| 経常利益又は経常損失(△)(千円)                               | 175,774            | △1,141,540         | △1,010,441         | △139,339                        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社株主に<br>帰属する当期純損失(△)(千円) | 45,337             | △1,324,290         | △1,121,480         | △253,097                        |
| 1株当たり当期純利益金額又は<br>1株当たり当期純損失金額(△)(円)            | 1.64               | △47.93             | △40.59             | △9.21                           |
| 純資産(千円)                                         | 6,512,185          | 5,222,045          | 4,142,850          | 3,760,786                       |
| 1株当たり純資産額(円)                                    | 235.68             | 188.99             | 149.93             | 138.31                          |
| 総資産(千円)                                         | 11,410,350         | 9,761,545          | 6,396,535          | 4,937,576                       |

## 11. 重要な子会社の状況

| 会社名                                             | 資本金又は出資金          | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                |
|-------------------------------------------------|-------------------|----------|------------------------|
| (連結子会社)<br>Precision System Science USA, Inc.   | US\$ 6,579,537.95 | 100.0%   | 当社製品の米国市場向け販売等         |
| (連結子会社)<br>Precision System Science Europe GmbH | EUR 1,000,000.00  | 100.0%   | 当社製品の欧州市場向け販売等         |
| (連結子会社)<br>エヌピーエス㈱                              | 80百万円             | 100.0%   | 電子機器、計測機器、自動制御装置等の製造販売 |

1. 連結子会社であるPrecision System Science USA, Inc は、2025年3月28日開催の取締役会において解散を決議し、2025年6月30日現在において清算手続中であります。
2. 当連結会計年度において、ユニバーサル・バイオ・リサーチ㈱は、2025年1月に全株式の株式譲渡を行い、当社の子会社に該当しなくなったため除外しております。

## 12. 主要な事業内容（2025年6月30日現在）

バイオ分野における検査・診断システムの開発及び製造販売等。

このうちに、ラボ(研究室)自動化装置、臨床診断装置及び試薬・消耗品・メンテナンス・受託製造・受託検査等を含みます。

なお、主な売上区分は、以下のとおりであります。

- ①ラボ(研究室)自動化装置
- ②臨床診断装置
- ③試薬・消耗品
- ④メンテナンス関連
- ⑤受託製造・受託検査

## 13. 主要な拠点等（2025年6月30日現在）

### (1) 当社

|                       |        |
|-----------------------|--------|
| プレジジョン・システム・サイエンス㈱ 本社 | 千葉県松戸市 |
|-----------------------|--------|

### (2) 子会社

|                                            |            |
|--------------------------------------------|------------|
| Precision System Science USA, Inc. (清算手続中) | 米国カリフォルニア州 |
| Precision System Science Europe GmbH       | ドイツ マインツ市  |
| エヌピーエス㈱                                    | 秋田県大館市     |

#### 14. 使用人の状況（2025年6月30日現在）

| 使用人数     | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-------------|
| 151(14)名 | 減7(増2)名     |

(注) 従業員数は、就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー、派遣社員を含む）は、( )内に平均人数を外書で記載しております。

#### 15. 主要な借入先（2025年6月30日現在）

| 借入先       | 借入金残高         |
|-----------|---------------|
| (株)千葉銀行   | 千円<br>500,000 |
| (株)常陽銀行   | 50,010        |
| (株)三井住友銀行 | 14,200        |

#### 16. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

### II. 株式に関する事項（2025年6月30日現在）

1. 発行可能株式総数 **68,480,000株**
2. 発行済株式の総数 **27,666,900株**（自己株式 476,128株を含む）
3. 株主数 **15,604名**（前期末比 279名増）

#### 4. 大株主（上位10位）

| 株主名            | 所有株式数(株)  | 持株比率(%) |
|----------------|-----------|---------|
| 田島 秀二          | 4,607,600 | 16.94   |
| 野村證券株式会社       | 1,596,000 | 5.86    |
| 有限会社ユニテック      | 1,200,000 | 4.41    |
| 田中 正勝          | 809,100   | 2.97    |
| 楽天証券株式会社       | 337,800   | 1.24    |
| 株式会社SBI証券      | 285,194   | 1.04    |
| JPMorgan証券株式会社 | 193,372   | 0.71    |
| 小玉 博之          | 150,400   | 0.55    |
| 高山 茂           | 134,900   | 0.49    |
| 佐々木 重次         | 130,300   | 0.47    |

(注) 1. 「持株比率」については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。  
2. 持株比率は、自己株式(476,128株)を控除して計算しております。

#### 5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

該当する事項はありません。

## 6. その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元の拡充並びに資本効率の向上を図るため、会社法第 165 条第 2 項及び定款の定めにより、2025年3月6日開催の当社取締役会決議に基づき、2025年3月7日、市場取引により、440,600株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は1.59%）の自己株式を総額100,456,800円で取得いたしました。

## Ⅲ. 新株予約権等に関する事項

### 1. 当事業年度末日において当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当する事項はありません。

### 2. 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当する事項はありません。

### 3. その他新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

#### IV. 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の状況（2025年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                         |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 杉山 悠   | Precision System Science Europe GmbH 代表取締役社長<br>総務・経理・財務・IR・営業・SCM担当 |
| 取締役      | 狩長 亮二  | 営業・新規事業推進・研究開発担当<br>アプリケーション開発部長                                     |
| 取締役      | 木村 進   | 機器設計・量産維持・品質保証担当                                                     |
| 取締役      | 荻原 大輔  | 荻原公認会計士事務所 公認会計士、税理士<br>エヌピーエス株式会社監査役                                |
| 常勤監査役    | 清水 徹   | 特記すべき事項はありません。                                                       |
| 監査役      | 部屋 健太郎 | 部屋公認会計士事務所 公認会計士、税理士                                                 |
| 監査役      | 本島 佳代子 | 小池・本島法律事務所 弁護士                                                       |
| 監査役      | 鈴木 泰浩  | 鈴木泰浩公認会計士事務所 公認会計士、税理士                                               |

(注) 1. 荻原大輔氏は社外取締役であります。

2. 部屋健太郎氏、本島佳代子氏、鈴木泰浩氏は社外監査役であります。

3. 当社は、社外取締役荻原大輔氏、社外監査役部屋健太郎氏、本島佳代子氏、鈴木泰浩氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 社外監査役本島佳代子氏は、弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 社外監査役鈴木泰浩氏及び社外監査役部屋健太郎氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

6. 当事業年度中に生じた取締役及び監査役の地位及び重要な兼職の状況の異動は、次のとおりであります。

###### (1) 就任

2024年9月27日開催の第39回定時株主総会において、杉山悠氏、狩長亮二氏、木村進氏が取締役、清水徹氏が監査役に新たに選任され就任いたしました。

###### (2) 退任

田島秀二氏、池田秀雄氏、古川昭宏氏、田中英樹氏、澤上一美氏、増田隆一氏は2024年9月27日開催の第39回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。

社外取締役荻原大輔氏は、2025年6月30日をもって、エヌピーエス株式会社監査役を退任いたしました。

7. 当事業年度末日後の取締役又は監査役の異動

###### (1) 就任

該当事項はありません。

###### (2) 退任

該当事項はありません。

###### (3) 取締役の担当の異動

該当事項はありません。

##### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有能な人材を招聘できるように、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。

本規定に基づき、当社は、社外取締役1名及び社外監査役3名と会社法第427条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。なお、当該責任限定が認められるのは、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役(外部の会計監査人を除く)、関連子会社の取締役、執行役員であり、被保険者は保険料を負担していません。

被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害を300百万円を限度として当該保険契約により填補することとしております。

### 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

当社は、2021年9月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針(以下「基本方針」といいます。)を以下のとおり決議しております。

#### (1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を株主、社員、役員と三位一体となって実現をするため当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

当社は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動型報酬と譲渡制限付株式により構成し、社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしております。なお、取締役(社外取締役を除く)に対する変動報酬の支給は株主への配当実施を前提とします。

#### (2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給され、毎月の定期同額給与(基本報酬)及び年1回の業績連動型報酬(賞与)により構成されています。

定期同額給与については、取締役会にて定めた役員報酬規程に基づき、役位別に基準額を定め、在籍年数や業績を勘案の上、基準額の範囲内で支給しており、その内容は取締役会で審議され決定されます。なお、業績連動型報酬は社

員への追加賞与支給と株主への配当を前提としており、その指標としては、重要な会社経営目標指標である連結営業利益を対象としています。

(3) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第36回定時株主総会において固定報酬枠と連結営業利益の5%以内の業績連動型の変動報酬枠を含めた金銭報酬額を年額200百万円以内(うち社外取締役は固定報酬のみで年額20百万円以内)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名(うち、社外取締役は1名)です。また、同じく第36回定時株主総会において新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入し、上記報酬枠とは別枠で(社外取締役を除く)対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等のために服する当社普通株式を付与するための非金銭報酬を支給することにつき年額100百万円以内と決議されております。

監査役の報酬限度額は、2021年9月28日開催の第36回定時株主総会において、年額50百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

(4) 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役社長杉山悠が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は各取締役の基本報酬の額の決定です。これらの権限を委任した理由は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系を実現するためには、当社の全事業を統括する立場にある代表取締役社長に個人別の報酬額の具体的内容を決定させることが適当であると判断したためです。

(5) 当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長において、社外取締役の意見を得た上で、役員報酬規程に基づき、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとしており、当該手続を経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、当社取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

#### (6) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 役員区分             | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)    |             |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|------------------|--------------------|-------------------|-------------|--------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等   |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 70,392<br>(6,000)  | 62,443<br>(6,000) | —           | 7,948<br>(—) | 10<br>(1)             |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 11,440<br>(7,800)  | 11,440<br>(7,800) | —           | —            | 4<br>(3)              |

(注) 使用人兼務取締役に対する使用人分給与相当額(賞与を含む)及びその他報酬等については含めておりません。

#### (7) 業績連動型報酬等に関する事項

業績連動型報酬の指標としては、重要な会社経営目標指標である連結営業利益を対象とし、連結営業利益の5%を業績連動報酬の原資(50百万円が上限)としております。上記原資を対象取締役の役職に応じて付与されたポイント数(社長200ポイント、副社長175ポイント、専務150ポイント、常務125ポイント、取締役100ポイント)で割り振り計算した金額が各々の業績連動型報酬となります。連結営業利益の内容は23頁でご案内いたします。

#### (8) 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬支給の原資は連結当期純利益の10%以内とし、毎年1回、取締役会決議を経て、対象者に対して普通株式を用いた譲渡制限付株式の割当てを行います。当該株式報酬の内容は普通株式を用いた譲渡制限付株式の交付とし、譲渡制限解除は3年以上を原則とします。そして、譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権は年額100百万円以内とし、当社の普通株式について発行又は処分を受ける当社の普通株式総数は年200千株以内とします。なお、その交付状況は「II.5. 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」に記載のとおりです。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 氏名    | 他の法人等の重要な兼職の状況                     |
|-------|------------------------------------|
| 荻原大輔  | 荻原公認会計士事務所 公認会計士、税理士、エヌビーエス株式会社監査役 |
| 部屋健太郎 | 部屋公認会計士事務所 公認会計士、税理士               |
| 本島佳代子 | 小池・本島法律事務所 弁護士                     |
| 鈴木泰浩  | 鈴木泰浩公認会計士事務所 公認会計士、税理士             |

- (注) 1. 荻原大輔氏の重要な兼職先であるエヌビーエス株式会社は当社の連結子会社であり、同社と当社との間には営業取引等があります。
2. 上記注記1.を除き、各社外役員の各兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

### (2) 当事業年度における主な活動内容

| 氏名    | 地位    | 主な活動内容及び期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                   |
|-------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 荻原大輔  | 社外取締役 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席、取締役会においては、主に会計・税務の専門的知見を活かしたアドバイスを都度行い、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                                                         |
| 部屋健太郎 | 社外監査役 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席、また、監査役会に13回中13回出席。取締役会においては、主に会計・税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。 |
| 本島佳代子 | 社外監査役 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席、また、監査役会に13回中13回出席。取締役会においては、主に法律の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。    |
| 鈴木泰浩  | 社外監査役 | 当事業年度開催の取締役会に13回中13回出席、また、監査役会に13回中13回出席。取締役会においては、主に会計・税務の専門家としての見地から意見を述べるなど、取締役の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を適宜行っております。監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告を行い、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、社外の立場から意見を述べております。 |

## V. 会計監査人に関する事項

### 1. 会計監査人の名称

HLB Meisei 有限責任監査法人

(注) 2024年9月27日開催の第39回定時株主総会において、新たにHLB Meisei 有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任されたことに伴い、当社の会計監査人であったOAG監査法人は退任いたしました。

### 2. 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                                  | 支 払 額    |
|--------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                  | 29,500千円 |
| 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の額 | 29,500千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 子会社の会計監査人の状況

該当する事項はありません。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当する事項はありません。

### 5. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

### 6. 補償契約の内容の概要

該当する事項はありません。

## VI. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則で定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は、以下のとおりであり

ます。

## 1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンスに係る社内規程を定め、統括責任者を任命するとともに、コンプライアンス担当部門を設置する。
- (2) コンプライアンス担当部門は、取締役及び使用人に法令及び定款並びに関連規程等の遵守を周知徹底することにより、コンプライアンス体制の構築及び向上を推進する。
- (3) 社長直属の内部監査室は、監査計画に基づき、監査役会、会計監査人と連携、協力のもと、業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施する。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に関する情報は、社内規程に定めるところにより、文書又は電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記載又は記録し、適切に保存及び管理する。
- (2) 取締役及び監査役は、社内規程に定めるところによりこれらの文書等を閲覧できるものとする。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス、安全、災害、業務、情報セキュリティ等に係るリスクについては、「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理規程に基づく管理体制を構築し、対処する。
- (2) 各部門の担当業務に付随するリスクについては、必要に応じて、当該部門において個別規程、マニュアルの整備、研修の実施等を行う。
- (3) 各部門は、自律的な管理を行うとともに、発生しうるリスクの洗い出し及びその軽減に努める。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、毎期、年次予算及び事業部門ごとの業績目標を設定する。
- (2) 各部門を担当する取締役は、各部門が実施すべき具体的な施策及び権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
- (3) 会社は、取締役会を原則として月1回開催し、経営上の重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行う。

各取締役は、取締役会に月次業績を報告する。取締役会は、この結果をレビューし、目標に対する評価・分析を行い、必要に応じて改善もしくは目標の修正を行う。取締役会の決定事項その他業務上の指示、命令等は、職制を通じて、速やかに伝達される体制を整備する。

(4) 社内規程に基づき、各役職員の権限と責任を明確化し、効率的な職務の執行を図る。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 子会社管理に係る社内規程を定め、子会社の自主性を尊重しつつ、定期的に業務遂行状況等の報告を受けるとともに、重要事項については事前に協議を行う。

(2) グループ全体における法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し是正することを目的として、コンプライアンス規程の範囲をグループ全体とする。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助スタッフの設置を求めた場合には、その人数と具備すべき能力、権限、属する組織、監査役の指揮命令権などを取締役との間で協議の上、決定することとする。

## 7. 監査役を補助する使用人の独立性に関する事項

監査役の職務を補助する使用人の任命・異動、人事評価、懲戒処分等については、監査役会の同意を得るものとする。

## 8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について、速やかに報告、情報提供を行うものとする。

## 9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役は、重要な会議に出席し、意見を述べるができる。

(2) 監査役は、その職務を遂行する上で必要と判断するときは、監査役会において協議の上、独自に弁護士・会計士等の外部専門家に委嘱できる。

(3) 監査役会は、効率的な監査を実施するため、適宜、会計監査人及び内部監査室と協議又は意見交換を行う。

(4) 監査役会は、監査報告会を開催し、定期的に代表取締役社長と意見交換を行う。

## 10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社及び当社グループ会社の財務報告の適正性を確保する内部統制を整備・運用する。

## 11. 反社会的勢力を排除するための体制

- (1) 当社は、コンプライアンス規程において、「反社会的勢力との関係を遮断し、違法・不当な要求を排除する」と定めており、不当な要求には毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の排除に全社を挙げて取り組む。
- (2) 平素より、警察当局、顧問弁護士等の外部専門機関とも連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

### (上記の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要)

当社は、監査役制度を採用しており、取締役会、監査役会の各機関を設置しております。取締役会は1名の社外取締役を含めた4名の取締役で構成されており、監査役会は1名の常勤監査役及び3名の社外監査役の4名で構成されています。

当社は、取締役会において内部統制基本方針の見直しを定期的に行い、その後の実施状況を毎月開催する定例の取締役会で報告する体制をとっており、子会社を含む当社グループの業務の執行状況が当社取締役会で報告されることにより、社外監査役が独立した立場から当社グループの経営に関する監視ができる体制を整備しております。

また、常勤監査役は、当社取締役会のほか経営会議等の社内の重要会議に出席するとともに、取締役等から直接業務執行の状況について聴取を行い、業務執行の状況やコンプライアンスに関する問題点を日常業務レベルで監視する体制を整備しており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。その他、監査役会を定期的に開催し、会社全体の経営監視体制の強化及び向上を図っております。

~~~~~

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,366,940	流 動 負 債	1,146,379
現金及び預金	1,036,408	支払手形及び買掛金	348,560
受取手形、売掛金及び契約資産	668,299	短期借入金	500,000
商品及び製品	611,632	1年内返済予定の長期借入金	34,204
仕掛品	42,994	未払法人税等	10,118
原材料及び貯蔵品	848,046	賞与引当金	54,741
未収消費税等	68,256	製品保証引当金	9,573
その他	92,583	事業構造改善引当金	3,257
貸倒引当金	△1,281	その他	185,923
固 定 資 産	1,570,636	固 定 負 債	30,410
有 形 固 定 資 産	1,444,355	長期借入金	30,006
建物及び構築物	917,611	繰延税金負債	404
機械装置及び運搬具	231,517	負 債 合 計	1,176,789
工具、器具及び備品	65,273	純 資 産 の 部	
土地	229,938	株 主 資 本	3,706,935
リース資産	0	資 本 金	100,000
建設仮勘定	15	資 本 剰 余 金	5,697,906
無 形 固 定 資 産	83,912	利 益 剰 余 金	△1,967,176
ソフトウェア	83,912	自 己 株 式	△123,794
投 資 其 他 の 資 産	42,368	その他の包括利益累計額	53,851
投資有価証券	34,017	為替換算調整勘定	53,851
その他	8,350	純 資 産 合 計	3,760,786
資 産 合 計	4,937,576	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,937,576

連結損益計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,692,629
売上原価		3,311,544
売上総利益		1,381,084
販売費及び一般管理費		1,502,579
営業損失		121,495
営業外収益		
受取利息	2,813	
仕入割引	2	
その他の	9,913	12,730
営業外費用		
支払利息	20,541	
為替差損	3,177	
支払手数料	1,000	
持分法による投資損失	5,449	
その他の	406	30,574
経常損失		139,339
特別利益		
固定資産売却益	0	
関係会社株式売却益	8,987	
その他の	441	9,429
特別損失		
固定資産売却損	1,031	
固定資産除却損	4,139	
事業構造改善費用	59,489	
損害賠償金	54,012	
その他の	0	118,673
税金等調整前当期純損失		248,583
法人税、住民税及び事業税	6,495	
法人税等調整額	△1,981	4,514
当期純損失		253,097
親会社株主に帰属する当期純損失		253,097

連結株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年7月1日残高	100,000	5,697,906	△1,714,079	△23,337	4,060,490
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失			△253,097		△253,097
自己株式の取得				△100,457	△100,457
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△253,097	△100,457	△353,554
2025年6月30日残高	100,000	5,697,906	△1,967,176	△123,794	3,706,935

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計	
2024年7月1日残高	82,360	82,360	4,142,850
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純損失			△253,097
自己株式の取得			△100,457
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	△28,508	△28,508	△28,508
連結会計年度中の変動額合計	△28,508	△28,508	△382,063
2025年6月30日残高	53,851	53,851	3,760,786

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	3社
連結子会社の名称	Precision System Science USA, Inc. Precision System Science Europe GmbH エヌピーエス(株)

1. 連結子会社であるPrecision System Science USA, Inc. は、2025年3月28日開催の取締役会において解散を決議し、2025年6月30日現在において清算手続中であります。
2. 当連結会計年度において、ユニバーサル・バイオ・リサーチ(株)は、2025年1月に全株式の株式譲渡を行い、当社の子会社に該当しなくなったため除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社の数 0社

当連結会計年度より持分法適用関連会社であった(株)PF・BioLineは、解散を決議し2025年3月31日付で清算終了したため、持分法適用関連会社から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は原則として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～38年

機械装置及び運搬具 4～8年

工具、器具及び備品 2～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、特定の製品について個別に算出した修理費用の見込額を計上しております。

④ 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生の見込額を計上しております。

4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は確定拠出年金制度を採用しております。

5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社グループは自動化システムインテグレーションサービスの製造販売を主な事業とし、完成した製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。

国内販売は出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、輸出版売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

6) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

7) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更に

よる連結計算書類への影響はありません。また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する事項

(事業構造改善引当金)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

事業構造改善引当金 3,257千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当連結会計年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。当該見積りには、事業構造改善策に基づき実施する拠点の移転統廃合等の業務移管関連費用などの仮定を用いております。

当社及び連結子会社は、発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積り及び当該仮定について、事業戦略の見直しや外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(連結子会社の解散決議)

当社は、2025年3月28日の取締役会において、当社の連結子会社であるPrecision System Science USA, Inc.について、解散することを決議いたしました。

1. 解散及び清算の理由

2001年7月にPrecision System Science USA, Inc. (旧PSS Bio Instruments, Inc.、以下、PSS USA)を設立し、米国における販売、サポート拠点としております。このたび、経営資源の集中と選択を実行する中、現状、米国における販売サポートはPSS本社が中心に行っており、PSS USAの必要性が乏しくなっていることから、解散することとしました。

2. 解散する連結子会社の概要

(1) 会社名：Precision System Science USA, Inc.

(2) 所在地：809 WALKER AVENUE STE. 1 C/O

BERKINS AND TAKAMI OAKLAND, CA 94610

- (3) 設立日：2001年7月2日
- (4) 資本金：6,579 千 US\$
- (5) 発行可能株式総数：10,000 千株
- (6) 出資比率：当社100%
- (7) 役員：杉山 悠、狩長 亮二
- (8) 事業内容：当社製品及び取扱品の販売とサポート
- (9) 決算月：6月

3. 解散及び清算の日程

現地の法律に従い必要な手続きが完了次第、清算終了の予定ですが、具体的な日程は現在時点で未定です。

4. 当該解散及び清算による損益への影響

本件による当社連結業績に与える影響は軽微であります。

(吸収分割（簡易吸収分割）による事業承継)

当社は、2025年5月15日開催の取締役会において、当社の完全子会社であるエヌピーエス株式会社の試薬製造及び消耗材製造事業を当社が会社分割により承継する（以下、「本吸収分割」といいます。）ことを決議し、本吸収分割契約を締結いたしました。

1. 分割企業

分割会社：エヌピーエス株式会社

承継会社：プレジジョン・システム・サイエンス株式会社

2. 分割する事業の内容

遺伝子検査用・バイオ研究用の試薬及び機器の開発・設計・製造

3. 当該吸収分割効力発生日

2025年9月1日（予定）

4. 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

当社を吸収分割承継会社、エヌピーエス株式会社を吸収分割会社とする吸収分割

(連結子会社の第三者割当増資)

当社は、2025年6月27日取締役会において、嘉兴凯实生物科技股份有限公司から当社子会社であるエヌピーエス株式会社（以下、NPS）への出資を受け入れ、合弁会社化する投資契約を締結することを決議し、本投資契約を締結いたしました。これにより、2025年9月30日を期限とし、NPSは第三者割当増資により新株式の発行を行い、嘉兴凯实生物科技股份有限公司が引受ける予定であります。

当該第三者割当増資に伴い、連結子会社であったNPSの株式持分比率に変動が生じ、NPSは当社の連結子会社から外れ、持分法適用関連会社となる予定です。

1. 子会社の名称及びその事業の内容

子会社の名称 エヌピーエス株式会社

事業の内容 理化学検査機器及び装置製造

2. 企業結合日

2025年9月30日（予定）

3. 企業結合の法的形式

当社及び当社子会社以外の第三者を引受人とする第三者割当増資

4. その他取引の概要に関する事項

当該取引により議決権比率は約49%となり、今後連結子会社からは除外され、持分法適用関連会社になります。

（法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正）

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年7月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年7月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.58%から34.43%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 「受取手形、売掛金及び契約資産」のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額、並びに「流動負債」の「その他」のうち契約負債の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記(3).1) 契約資産及び契約負債の残高」に記載しております。

(2) 担保資産及び担保付債務	
担保に供している資産	
建物及び構築物	89,186千円
土地	157,621千円
計	246,807千円
担保付債務	
短期借入金	500,000千円
計	500,000千円
(3) 有形固定資産の減価償却累計額	3,102,586千円

6. 連結損益計算書に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結注記表「9. 収益認識に関する注記 (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(2) 事業構造改善費用

事業の抜本的改善策の一環としての経営の効率化及び取引の見直しや選別等によって発生した、又は将来にわたり発生することが見込まれる棚卸資産の評価損及び試薬製造設備に関する原状回復費用等であります。

(3) 損害賠償金

当社連結子会社のエヌピーエス株式会社における、正規ライセンスを有しないソフトウェアの業務利用における損害賠償金であります。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首の株式	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	27,666,900株	一株	一株	27,666,900株

(2) 配当金支払額

該当する事項はありません。

(3) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計

年度となるもの
該当する事項はありません。

- (4) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数
該当する事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資については安全性の高い短期的な預金等によることとしております。資金調達については自己資本、銀行借入によることとしております。なお、デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金の一部は外貨預金であり、為替変動リスクに晒されております。営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、全て短期間で決済されています。一部外貨建営業債務については、為替の変動リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資及び開発活動を目的とした資金調達であり、このうち一部は金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。ヘッジの有効性の評価方法は、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権について、各担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループの売上高の大半は欧米のOEM先向けのものであり、その取引価格は、ユーロ建、ドル建、円建のものが混在しております。現地生産・販売を実施している製品を除き、価格に対する為替変動の影響については、概ねその為替差損益について両社で折半し、取引価格に加減算する契約となっておりますが、いずれにせよ為替変動の影響を受けるものとなっております。

なお、為替に係るデリバティブは利用していません。

変動金利による借入金については、借入時に市場動向を考慮し、担当役員の承認のもと実施しております。金利スワップ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、営業取引等に基づく資金の収支及び設備投資予定に基づく支出予定を勘案して、担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新し、手元資金に不足が生じないよう管理しております。

4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

5) 信用リスクの集中

当連結会計年度の連結決算日現在における営業債権のうち73.7%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
長期借入金（*3）	64,210	62,791	△1,418
負債計	64,210	62,791	△1,418

(*1)「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「未収消費税等」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」及び「短期借入金」については現金であること及び短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、記載を省略しております。

(*2)市場価格のない株式等は上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	34,017

(*3)長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	62,791	—	62,791
負債計	—	62,791	—	62,791

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(下記「長期借入金」参照)。

長期借入金

長期借入金の時価のうち、変動金利によるものは、短時間で市場金利を反映するため時価が帳簿価額に近似していることから、帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、現在価値法により算定しております。また、金利スワップの特例処理の対象とされている変動金利による長期借入金は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは自動化システムインテグレーションサービス事業のみの単一セグメントとなるため、顧客との契約から生じる収益を分解した情報については、製品及びサービスの種類別区分ごとに記載しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
装置	
ラボ(研究室)向け自動化装置	366,902
臨床診断装置	1,877,902
	2,244,804
試薬・消耗品	1,545,882
メンテナンス関連	716,168
受託製造・受託検査	185,773
顧客との契約から生じる収益	4,692,629
その他の収益	—
外部顧客への売上高	4,692,629

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項 5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

- (3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

1) 契約資産及び契約負債の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権		
受取手形	15,231	20,127
売掛金	525,345	614,800
	540,576	634,927
契約資産	109,582	33,372
契約負債	1,123	877

契約資産は、受託開発契約について、期末時点で収益を認識した対価に対する権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、履行義務を充足する前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表において「流動負債」の「その他」に含めて表示しております。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は1,123千円であります。

2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する情報の記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	138.31円
(2) 1株当たり当期純損失	9.21円
(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
親会社株主に帰属する当期純損失	253,097千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失	253,097千円
期中平均株式数	27,491,345株

11. 重要な後発事象に関する注記

(剰余金の処分について)

当社は、2025年8月14日の取締役会において、2025年9月26日開催の第40回定時株主総会に下記の通り剰余金の処分を付議することを決議いたしました。

1. 目的

当期末時点で繰越利益剰余金に欠損が生じておりますので、繰越利益剰余金の填補を行うとともに、早期に復配できる体制の実現を目的としています。

2. 剰余金の処分について

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の金額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,811,283,817円のうち2,421,057,962円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,421,057,962円

(業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

当社は、2025年8月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、業績条件型譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、本制度に関する議案を2025年9月26日開催予定の第40回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に下記の通り付議することを決議いたしました。

1. 本制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

現在当社では2027年6月期までを事業再生フェーズと位置づけ、「黒字化、増収・増益、復配」を最優先事項として取り組んでおります。本制度は、当社の取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の

価値共有を進めること、及び、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として導入される制度です。

(2) 導入の条件

本制度は、対象取締役に対し、業績条件型譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、業績条件型譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第36回定時株主総会において、金銭報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は固定報酬のみで年額200百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすること、また、同じく第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、年額100百万円金銭報酬債権を報酬として支給し、当該制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年200千株以内とすることについて、それぞれご承認いただいております。本株主総会では、上記報酬枠とは別枠で、新たに、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。なお、本制度に係る議案が本株主総会において承認可決されることを条件に、第36回定時株主総会で導入された譲渡制限付株式報酬制度を廃止し、今後、取締役に対する当該制度に基づく株式の新たな付与は行わないことといたします。また、本制度は、当社が事業再生フェーズにあることに鑑み、取締役向けとしては本事業年度1回限りで付与されるものといたします。

2. 本制度の概要

本制度による業績条件型譲渡制限付株式の付与は、①取締役の報酬等として金銭の払込み若しくは財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法、又は②対象取締役に金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権を現物出資させて、当社の普通株式の発行若しくは処分をする方法のいずれかの方法により行うものといたします。

本制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は、270,000株以内（うち社外取締役分は40,000株以内）とし、その報酬総額は、現行の金銭報酬枠とは別枠で100百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）といたします。なお、当該株式数及び報酬額は、2事業年度又はそれ以上にわたる職務執行の対価に相当する額を本事業年度に限り一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度につき135,000株以内（うち社外取締役分は20,000株以内）及び50百万

円以内（うち社外取締役分は8百万円以内）の支給を上限とするものに相当すると考えております。

（ただし、当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みます。）によって増減した場合には、上限数はその比率に応じて調整されるものといたします。）

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は、業績条件型譲渡制限付株式の交付日から対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間としております。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社の取締役会において決定いたします。

なお、本制度による業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

① 対象取締役は、業績条件型譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

② 対象取締役が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、2027年6月期の連結純利益黒字化、及び、2027年に開催される定時株主総会の日までに剰余金の配当を決定したことを条件として、本制度により交付された株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること

③ 法令、社内規則又は本割当契約の違反その他当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、及び、業績目標を達成することができず譲渡制限が解除されなかった当該株式を当然に無償で取得すること

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,159,212	流 動 負 債	1,427,183
現金及び預金	902,993	買掛金	385,385
受取手形	1,193	短期借入金	809,496
売掛金	583,069	1年内返済予定の長期借入金	34,204
商品及び製品	603,354	未払金	100,680
仕掛品	6,695	未払費用	27,363
原材料及び貯蔵品	803,946	未払法人税等	4,304
前渡金	25,428	前受金	1,283
前払費用	25,448	預り金	4,656
未収入金	36,912	賞与引当金	46,978
立替金	660	製品保証引当金	9,573
未収還付消費税等	68,256	事業構造改善引当金	3,257
その他	101,866	固 定 負 債	30,006
貸倒引当金	△612	長期借入金	30,006
固 定 資 産	1,678,242		
有形固定資産	1,256,773	負 債 合 計	1,457,189
建物	848,689	純 資 産 の 部	
機械及び装置	159,425	株 主 資 本	3,380,264
車両運搬具	0	資本金	100,000
工具、器具及び備品	58,845	資本剰余金	5,825,117
土地	189,797	資本準備金	13,833
リース資産	0	その他資本剰余金	5,811,283
建設仮勘定	15	利 益 剰 余 金	△2,421,057
無形固定資産	79,244	その他利益剰余金	△2,421,057
ソフトウェア	79,171	繰越利益剰余金	△2,421,057
その他	72	自 己 株 式	△123,794
投資その他の資産	342,224	純 資 産 合 計	3,380,264
投資有価証券	34,017	負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,837,454
関係会社株式	200,083		
出資金	11		
関係会社出資金	107,520		
その他	592		
資 産 合 計	4,837,454		

損 益 計 算 書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,510,158
売 上 原 価		3,244,730
売 上 総 利 益		1,265,427
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,388,375
営 業 損 失		122,948
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	4,650	
仕 入 割 引	2	
受 取 配 当 金	66,000	
そ の 他	5,985	76,638
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	32,271	
為 替 差 損	4,262	
支 払 手 数 料	1,000	
そ の 他	207	37,740
経 常 損 失		84,050
特 別 利 益		
関 係 会 社 株 式 売 却 益	59,999	
そ の 他	441	60,441
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,291	
子 会 社 支 援 損	124,012	
事 業 構 造 改 善 費 用	39,706	
関 係 会 社 清 算 損	5,449	170,460
税 引 前 当 期 純 損 失		194,069
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△4,933	
法 人 税 等 調 整 額	△1,910	△6,844
当 期 純 損 失		187,225

株主資本等変動計算書

(2024年7月1日から
2025年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年7月1日残高	100,000	13,833	5,811,283	5,825,117
事業年度中の 変動額				
当期純損失				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)				
事業年度中の 変動額合計	-	-	-	-
2025年6月30日残高	100,000	13,833	5,811,283	5,825,117

	株 主 資 本				純資産合計
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
	繰越利益剰余金				
2024年7月1日残高	△2,233,832	△2,233,832	△23,337	3,667,947	3,667,947
事業年度中の 変動額					
当期純損失	△187,225	△187,225		△187,225	△187,225
自己株式の取得			△100,457	△100,457	△100,457
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)					
事業年度中の 変動額合計	△187,225	△187,225	△100,457	△287,682	△287,682
2025年6月30日残高	△2,421,057	△2,421,057	△123,794	3,380,264	3,380,264

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品、仕掛品、原材料及び貯蔵品は原則として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物 5～38年

機械及び装置 4～8年

車両運搬具 2年

工具、器具及び備品 2～15年

2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

3) 製品保証引当金

製品の無償修理費用に備えるため、特定の製品について個別に算出した修理費用の見込額を計上しております。

4) 事業構造改善引当金

事業構造改善に伴い発生する費用及び損失に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は自動化システムインテグレーションサービスの製造販売を主な事業とし、完成した製品を顧客に販売することを主な履行義務としております。

国内販売は出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。また、輸出販売については、インコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社はグループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(事業構造改善引当金)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

事業構造改善引当金 3,257千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

事業構造改善引当金は、事業構造の改善に伴い発生することが見込まれる損失に備えるため、当事業年度末で合理的に見積ることが可能なものについて、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。当該見積りには、事業構造改善策に基づき実施する拠点の移転統廃合等の業務移管関連費用などの仮定を用いております。

当社は、発生が見込まれる事業構造改善費用について、必要かつ十分な金額を計上していると考えておりますが、当該見積り及び当該仮定について、事業戦略の見直しや外部環境の変化等により見直しが必要となった場合、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

(連結子会社の解散決議)

(吸収分割(簡易吸収分割)による事業承継)

(連結子会社の第三者割当増資)

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

連結注記表「4.追加情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産

建物 89,186千円

土地 157,621千円

計 246,807千円

担保付債務

短期借入金 500,000千円

計 500,000千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,250,755千円

(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権 113,870千円

短期金銭債務 432,959千円

6. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

関係会社からの仕入高 733,473千円

関係会社に対する販売費及び一般管理費 134,308千円

営業取引以外の取引による取引高 207,066千円

(2) 事業構造改善費用

構造改善の実施による経営の効率化及び取引の見直しや選別等によって発生した、又は将来にわたり発生することが見込まれる棚卸資産の評価損及び試薬製造設備に関する原状回復費用等であります。

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:株)

	株式の種類	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
自己株式	普通株式	35,527	440,601	—	476,128

注) 自己株式の増加440,601株は、取締役会決議による自己株式の取得及び単元未満株式の買取りによるものであります。

8. 税効果会計に関する注記

(1)繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,332,008千円
減価償却超過額(減損損失含む)	97,024千円
関係会社株式評価損	72,565千円
事業構造改善引当金	1,094千円
土地	39,563千円
賞与引当金	15,775千円
製品保証引当金	3,214千円
未払事業所税等	4,980千円
未払社会保険	2,287千円
棚卸資産評価損	92,141千円
その他	918千円
繰延税金資産小計	1,661,573千円
税務上の繰越欠損金にかかる評価性引当額	△1,332,008千円
将来減算一時差異等の合計にかかる評価性引当額	△329,565千円
評価性引当額小計	△1,661,573千円
繰延税金資産合計	—千円
繰延税金負債の純額	—千円

(2)法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金は又出資金	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員兼任等	事業上の関係				
子会社	エヌビーエス(株)	秋田県大館市	80,000千円	当社製品の製造	直接100.0%	兼任2人	当社製品の製造	当社製品の購入(注1)	733,473	買掛金	76,120
								資金支援(注2)	124,012	-	-
								受取利息(注3)	1,340	短期貸付金未収入金	100,000 295
子会社	Precision System Science USA, Inc.	米国カリフォルニア州	US\$6,579,537.95	米国販売	直接100.0%	兼任2人	当社製品の米国市場向け販売	支払利息(注4)	8,432	短期借入金未払金	173,784 9,262
子会社	Precision System Science Europe GmbH	ドイツマインツ市	EUR1,000,000.00	欧州販売	直接100.0%	兼任1人	当社製品の欧州市場向け販売	支払利息(注4)	7,280	短期借入金未払費用	135,712 327
子会社	ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社	千葉県松戸市	35百万円	研究開発	なし(注5)	-	当社の技術開発と知的財産管理	受取配当金	66,000	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社製品の購入価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して決定しております。
- (注2) 当社の連結子会社であるエヌビーエス(株)に対し行なった資金支援額であります。
- (注3) 関係会社貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき、取引を行っております。
- (注4) 関係会社借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定された利率に基づき、取引を行っております。
- (注5) ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社は、2025年1月1日に同社の全株式を前代表取締役であった田島秀二氏に売却したことに伴い、子会社ではなくなりました。表中の取引金額は関連当事者であった期間の取引金額であります。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	名称 氏名	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当 事者との 関係	取引の内 容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個人)	田島 秀二	(被所有) 直接16.94% 間接4.41% (注1)	前当社 代表取 締役	関係会社 株式の売 却益	59,999	-	-

(注1)当社前取締役田島秀二氏が議決権の100%を保有する有限会社ユニテックを通じて間接保有している割合であります。

(注2)関係会社株式の売却価額は対象会社の簿価純資産額を基に両社協議により決定しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	124.32円
(2) 1株当たり当期純損失	6.81円
(注) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	
当期純損失	187,225千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	187,225千円
期中平均株式数	27,491,345株

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

12. 重要な後発事象に関する注記

(剰余金の処分について)

(業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入について)

連結注記表「11. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

13. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月22日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区
指定有限責任社員 公認会計士 武田 剛
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年8月22日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社
取締役会 御中

HLB Meisei 有限責任監査法人
東京都台東区
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武田 剛
指定有限責任社員 公認会計士 関 和輝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プレジジョン・システム・サイエンス株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第40期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査役会の監査報告書

当監査役会は、2024年7月1日から2025年6月30日までの第40期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 HLB Meisei 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 HLB Meisei 有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年8月22日

プレジジョン・システム・サイエンス株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 清 水 徹 ㊟

社 外 監 査 役 部 屋 健 太 郎 ㊟

社 外 監 査 役 本 島 佳 代 子 ㊟

社 外 監 査 役 鈴 木 泰 浩 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 目的

当期末時点で繰越利益剰余金に欠損が生じておりますので、繰越利益剰余金の填補を行うとともに、早期に復配できる体制の実現を目的としています。

2. 剰余金の処分について

会社法第452条の規定に基づき、その他資本剰余金の金額を繰越利益剰余金に振り替えることにより、繰越利益剰余金の欠損を填補いたします。

(1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 5,811,283,817円のうち2,421,057,962円

(2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,421,057,962円

第2号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（4名）は、任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	すぎやま ゆう 杉山 悠 (1986年3月12日生)	2015年5月 当社入社 管理本部付ユニバーサル・バイオ・リサーチ株式会社出向 2018年10月 当社営業部事業戦略室長 2022年7月 当社営業統括部長 2023年4月 当社執行役員 営業統括部長 2024年9月 当社代表取締役社長（現任） 総務・経理・財務・IR・営業・SCM担当（現任） Precision System Science Europe GmbH 代表取締役社長（現任）	12,000株
2	かりなが りょうじ 狩長 亮二 (1980年6月20日生)	2005年4月 当社入社 研究開発本部開発第一部 2011年7月 当社研究開発本部開発第一部マネージャー 2015年6月 栄研化学株式会社入社 2020年7月 当社入社 学術部長補佐 2022年11月 藤森工業株式会社入社 2024年8月 藤森工業株式会社退職 2024年9月 当社取締役 営業・新規事業推進・研究開発担当（現任）	10,000株

3	<p style="text-align: center;">きむら すむ 木村 進 (1967年8月11日生)</p>	<p>1996年4月 当社入社 技術室 1997年12月 当社生産管理部製造管理課品質グループリーダー 2019年1月 当社技術開発部長代理 2019年7月 当社技術統括部長代理 エレキ設計部長 2023年11月 当社技術統括部長 2024年9月 当社取締役 機器設計・量産維持・品質保証担当（現任）</p>	16,525株
4	<p style="text-align: center;">おぎはら だいすけ 荻原 大輔 (1971年5月14日生)</p>	<p>1994年10月 センチュリー監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 1998年5月 公認会計士登録 2002年1月 荻原公認会計士事務所開設（現任） 2002年5月 税理士登録 2007年9月 当社監査役 2019年9月 当社常勤監査役 エヌピーエス株式会社監査役 2020年9月 当社取締役（現任）</p>	一株
5	<p style="text-align: center;">たむら なおゆき 田村 尚之 (1964年5月8日生)</p>	<p>2013年6月 ローランド株式会社取締役 2014年11月 同社上席執行役員 Roland Corporation U.S. Executive Vice President 2018年1月 Global CFO 2019年11月 同社上席執行役員（経営企画担当） 2022年5月 Thinkings株式会社 取締役 2024年1月 ローランド株式会社顧問（現任） 2025年5月 当社顧問（現任）</p>	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. エヌピーエス株式会社と当社とは営業取引等があります。
3. 荻原大輔氏及び田村尚之氏は、社外取締役候補者であります。荻原大輔氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。また、田村尚之氏は新任候補者であり、同氏についても、同取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 荻原大輔氏及び田村尚之氏を社外取締役候補者とした理由及び選任された場合に果たすことが期待される役割は、会社経営に関して有する豊富な専門的知見を、当社の経営に活かすことであります。
5. 当社は、荻原大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4百万円又は法令が規定する額のいずれか高い額であります。本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に再任された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、田村尚之氏についても、社外取締役に選任された場合には、当該契約を締結する予定であります。
6. 当社は、候補者が被保険者に含まれる会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより被保険者が負担することになる損害等を300百万円を限度として填補することとしております。また、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案 業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年9月28日開催の第36回定時株主総会において、金銭報酬額を年額200百万円以内（うち社外取締役分は固定報酬のみで年額20百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とすること、また、同じく第36回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入し、金銭報酬枠とは別枠で、当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、譲渡制限付株式の付与に係る現物出資財産として、年額100百万円の見金報酬債権を報酬として支給し、当該制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数を年200千株以内とすることについて、それぞれご承認いただいております。

現在当社では2027年6月期までを事業再生フェーズと位置づけ、「黒字化、増収・増益、復配」を最優先事項として取り組んでおります。今般、当社の取締役（社外取締役を含み、以下「対象取締役」といいます。）に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、上記第36回定時株主総会で導入された譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を廃止し、上記の見金報酬枠とは別枠で、対象取締役に対し、新たに業績連動型譲渡制限付株式を取締役の報酬等として付与し、又は、業績連動型譲渡制限付株式の付与のための見金報酬債権を報酬として支給するにつき、ご承認をお願いいたします。本議案に基づく報酬制度は、当社が事業再生フェーズにあることに鑑み、取締役向けとしては本事業年度1回限りで付与されるものといたします。

本議案に基づく譲渡制限付株式の付与は、取締役会決議に基づき、以下のいずれかの方法で行うものといたします。

- ① 対象取締役の報酬等として金銭の払込み又は現物出資財産の給付を要せずに当社の普通株式の発行又は処分を行う方法
- ② 対象取締役に対して報酬として見金報酬債権を支給し、対象取締役が当該見金報酬債権の全部を現物出資財産として給付して、当社の普通株式の発行又は処分を受ける方法（以下「現物出資交付」といいます。）

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は270,000株以内（うち社外取締役分は40,000株以内）、その報酬の総額は上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として100百万円以内（うち社外取締役分は15百万円以内）といたします。なお、当該株式数及び報酬額は、2事業年度又はそれ以上にわたる職務執行の対価に相当する額を本事業年度に限り一括して支給する場合を想定しており、実質的には1事業年度につき135,000株以内（うち社外取締役分は20,000株以内）及び50百万円以内（うち社外取締役分は8百万円以内）の支給を上限とするものに相当すると考えております。

当社の発行済株式総数が、株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含みま

す。)によって増減した場合は、上記の上限株式数はその比率に応じて調整されるものといたします。

なお、現物出資交付の場合の1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

また、各対象取締役への具体的な配分及びその時期については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の対象取締役は4名であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、対象取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

また、本議案に基づく業績条件型譲渡制限付株式の付与に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものといたします。

(1) 対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間（以下「役務提供期間」という。）が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったこと、2027年6月期の連結純利益黒字化、及び、2027年に開催される定時株主総会の日までに剰余金の配当を決定したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に上記(1)に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規則又は本割当契約の違反その他本割当株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。

(6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当

社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び業績条件の達成状況等を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除し、又は無償で取得する。(7) 上記(6)に規定する場合においては、当社は、上記(6)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

【業績条件型譲渡制限付株式を付与することが相当である理由】

本議案は、現在当社が 2027年6月期を最終年度とする事業再生フェーズと位置づけ、「黒字化、増収・増益、復配」を最優先事項として取り組んでいることを踏まえ、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めること、及び、業績に対するコミットメントを持たせることを目的として、対象取締役に対して報酬等として業績条件型譲渡制限付株式を付与するものです。

当社は 2021年9月28日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針を決議しており、その概要は事業報告15頁に記載のとおりであります。2025年8月14日付の取締役会において、本議案をご承認いただくことを条件として、以下のご参考に記載のとおり、当該方針を改定する旨を決議しており、本議案は当該方針に沿う必要かつ相当な内容となっております。また、本議案に基づき発行又は処分される1事業年度当たりの実質的な株式数の上限の発行済株式総数(2025年6月30日時点。自己株式数を除きます。)に占める割合は約0.496%とその希薄化率は軽微です。

そのため、本議案の内容は相当なものであると判断しております。

【ご参考】

本議案をご承認いただいた場合の、取締役の報酬等の内容の決定に関する方針の概要は、次のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役の報酬は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を株主、社員、役員と三位一体となって実現をするため当該取締役の意欲を高めることのできる、適切、公正かつバランスの取れた報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とします。

当社は、取締役(社外取締役を除く)の報酬を、固定報酬としての基本報酬及び変動報酬としての業績連動型報酬により構成し、社外取締役及び監査役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。なお、取締役(社外取締役を除く)に対する業績連動型報酬の支給は株主への配当実施を前提とします。

また、第41期事業年度(2025年7月1日~2026年6月30日)1回限りで、取締役(社外取締役を含む)について、業績条件型譲渡制限付株式を交付することとしています。

(2) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で支給され、毎月の定期同額給与（基本報酬）及び（社外取締役を除く取締役については）年1回の業績連動型報酬（賞与）により構成されています。

定期同額給与については、取締役会にて定めた役員報酬規程に基づき、役位別に基準額を定め、在籍年数や業績を勘案の上、基準額の範囲内で支給しており、その内容は取締役会で審議され決定されます。なお、業績連動型報酬は社員への追加賞与支給と株主への配当を前提としており、その指標としては、重要な会社経営目標指標である連結営業利益を対象としています。

業績条件型譲渡制限付株式は、取締役（社外取締役を含む）が、当社の取締役会が定める役務提供期間中、継続して、当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったこと、2027年6月期の連結純利益黒字化、及び、2027年に開催される定時株主総会の日までに剰余金の配当を決定したことを条件として、交付された株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

以上

株主総会会場ご案内図



●本総会において、お土産の配布、飲料の提供はいたしません。
●本総会終了後、株主様と当社経営陣との懇親会を開催いたします。

(会場) 東京都台東区上野公園4番58号
上野精養軒 3階 桜の間
TEL 03-3821-2181

- (交通)
- ① JR上野駅公園口徒歩5分
 - ② 京成上野駅徒歩5分
 - ③ 地下鉄上野駅徒歩5分
 - ④ JR御徒町駅・地下鉄上野御徒町駅.....徒歩12分

駐車場には限りがございますので、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。